

阿南工業高等専門学校広報情報室規則

(平成21年4月1日)

(規則第31号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に阿南工業高等専門学校広報情報室を置く。

(目的)

第2条 広報情報室は、本校におけるメディア情報管理及び広報活動を統合的かつ機動的に実施することを目的とする。

(部門)

第3条 広報情報室に次の部門を置く。

- (1) メディア広報部門
- (2) 入試広報部門

(業務)

第4条 広報情報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報情報室の管理運営に関する業務
- (2) メディア情報の管理に関する業務
- (3) ホームページの管理運営に関する業務
- (4) 入試広報に関する業務
- (5) その他広報情報に関する業務

2 メディア広報部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 学外への広報情報の校閲・管理に関すること
- (2) 広報メディア情報の作成・管理に関すること
- (3) ホームページの管理・運営に関すること
- (4) その他、メディア情報の管理及びホームページに関すること

3 入試広報部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 入試広報資料の作成・管理に関すること
- (2) 中学校への入試広報活動に関すること
- (3) その他、入試広報に関すること

(教職員等)

第5条 広報情報室に次の教職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 各部門の部門長
- (4) メディア広報部門担当教職員
- (5) 入試広報部門担当教職員

(室長)

第6条 室長は、本校の教員の中から、校長が指名した者をもって充て、広報情報室の管理・運営を掌理する。

2 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した副室長がその職務を代行する。

(副室長)

第7条 副室長は、本校の教員の中から、室長が指名した者をもって充て、室長の職務を補佐する。

2 副室長は、部門長を兼ねることができる。

(部門長)

第8条 部門長は、本校の教員の中から、室長が指名した者をもって充て、部門の管理・運営を掌理する。

(メディア広報部門担当教職員)

第9条 メディア広報部門担当教職員は、室長が指名する教職員をもって充て、メディア情報の管理業務及びホームページ広報業務を行う。

(入試広報部門担当教職員)

第10条 入試広報部門担当教職員は、室長が指名する教職員をもって充て、入試広報業務を行う。

(任期)

第11条 第5条第1項第2号から第5号に掲げる教職員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(広報情報室委員会)

第12条 広報情報室の円滑な運営を図るため、阿南工業高等専門学校広報情報室委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 広報情報室に関する事務は、総務課、学生課及び技術部が処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、広報情報室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校広報・情報委員会規則(平成16年4月1日規則第31号)は、廃止する。

3 阿南工業高等専門学校広報専門委員会規則(平成16年4月1日規則第32号)は、廃止する。

4 阿南工業高等専門学校情報管理専門委員会規則(平成16年4月1日規則第33号)は、廃止する。

5 阿南工業高等専門学校ホームページ専門委員会規則(平成16年4月1日規則第34号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。